

## ○石川県警察における公印に関する訓令

〔平成11年9月1日〕  
〔石川県警察本部訓令第23号〕

最終改正 令和6年3月4日警察本部訓令第4号

石川県警察における公印に関する訓令を次のように定める。

石川県警察における公印に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、石川県警察における公印に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本部長 石川県警察本部長をいう。
- (2) 課 本部の課、所、隊及び警察学校をいう。ただし、課に置く室及び隊を除く。
- (3) 部課署長 本部の部長、課の長及び警察署長をいう。
- (4) 次席等 課の次席、副隊長、副校長又は警察署の副署長をいう。

(公印の種別、名称、規格等)

第3条 公印は、次の各号に掲げる種別とし、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 一般公印 一般的な事務に使用するもの
- (2) 専用公印 特定の事務に使用するもの

2 公印の名称、規格及び管理責任者は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

第4条 課及び警察署に公印の管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、公印の区分に応じ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 管理責任者は、公印の使用及び保管について、その責に任ずるものとする。
- 3 管理責任者は、必要により、次席等を補助者とすることができる。
- 4 補助者は、管理責任者の命を受け、公印の使用、保管、その他の事務を処理するものとする。

(公印の作成等)

第5条 部課署長は、公印の作成、改刻又は廃止（以下「公印の異動」という。）を必要とするときは、公印作成（改刻、廃止）申請書（別記様式第1号）により、警務部総務課長（以下「総

務課長」という。)を経て本部長に申請しなければならない。

(公印の登録)

第6条 総務課長は、公印登録カード(別記様式第2号)を備え、公印の印影を登録し、公印の異動その他公印登録カード記載事項に変更を生じたときは、その都度整理しておかなければならない。

(公印の使用)

第7条 前条の規定により登録された公印以外の印章は、公文書に使用してはならない。

- 2 公印は、公文書以外に使用してはならない。
- 3 公印を使用するときは、押印を必要とする文書に所定の決裁の終わった起案文書を添えて管理責任者(補助者を含む。以下この条において同じ。)に提示し、承認を受けなければならない。
- 4 公印の使用は管理責任者の面前において行わなければならない。

(押印控簿の備付け)

第8条 総務課長は、公印押印控簿(別記様式第3号)を備え付け、石川県警察本部之印及び石川県警察本部長之印の使用者に、押印年月日、押印した文書の件名及び送付先を記載させなければならない。

(公印の取扱い)

第9条 公印を取り扱うときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 公印を損傷しないようにていねいに取り扱うこと。
- (2) 公印を放置したまま席をはずさないこと。
- (3) 公印をみだりに他人に手渡さないこと。
- (4) 職務上指示された以外の者に公印の取扱いをさせないこと。

(公印の保管)

第10条 公印は、印箱に収め、使用しないときは、施錠のある箇所に保管しておかなければならない。

- 2 管理責任者は、改刻又は廃止により不用となった公印(以下「不用公印」という。)については、速やかに総務課長に保管替えの手続きをしなければならない。
- 3 総務課長は、前項に規定する不用公印を、次の各号の区分に従い、当該各号に定める期間保存しなければならない。
  - (1) 本部印、本部長印、警察署印及び警察署長印 3年
  - (2) 前号以外の公印 2年
- 4 前項の期間を経過した不用公印は、総務課長が廃棄するものとする。

(公印の刷込み)

第11条 管理責任者は、公印の押印に代えて、証票等に印影を刷り込む必要があるときは、公印刷込み申請書（別記様式第4号）により、総務課長に申請しなければならない。

2 公印の刷込みをする場合は、印影の原板及び刷込みをした証票等の盗難、紛失その他の事故防止に留意しなければならない。

（電子印）

第12条 管理責任者は、電子計算機を使用して文書を作成する場合において、当該電子計算機により、公印の印影を電磁的記録媒体に記録し、その記録した印影を出力したもの（以下「電子印」という。）を使用する必要があるときは、電子印使用申請書（別記様式第5号）により、総務課長に申請しなければならない。

2 管理責任者は、電子印を取り扱うときは、当該電子印に係る印影の改ざん、複製、盗用その他の不正使用を防止するための措置を講じなければならない。

3 管理責任者は、電子印の使用を廃止するとき、又は当該電子印に係る公印が改刻若しくは廃止されるときは、速やかに当該電子印に係る印影を記録した電磁的記録媒体から当該印影を復元できない方法により消去するとともに電子印使用廃止報告書（別記様式第6号）により、総務課長に報告しなければならない。

（事故報告）

第13条 管理責任者は、公印の盗難、紛失、偽造その他の事故があったときは、公印事故報告（別記様式第7号）により、その状況を直ちに本部長（総務課長を経由）に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成11年9月1日から施行する。

附 則（平成17年2月18日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成17年3月23日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成17年3月24日から施行する。

附 則（平成18年3月24日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成18年3月29日から施行する。

附 則（平成21年3月31日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成21年3月31日から施行する。

附 則（平成22年3月30日警察本部訓令第3号。石川県警察の組織等に関する訓令等の一部を改正する訓令第2条で改正）

この訓令は、平成22年3月31日から施行する。[ただし書]略

附 則（平成23年3月1日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成23年3月4日から施行する。

附 則（平成24年3月21日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成24年3月30日から施行する。ただし、別表の1一般公印警察署印の項中の松任、鶴来、穴水及び能登警察署の改正規定、同表の1一般公印警察署長印の項中松任警察署長、鶴来警察署長、穴水警察署長及び能登警察署長の改正規定、別表の2専用公印本部庄印の項中松任及び能登警察署長の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成25年3月29日から施行する。

附 則（平成26年3月17日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成26年3月31日から施行する。

附 則（平成26年3月24日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月22日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年2月23日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成30年9月13日警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成30年10月22日から施行する。

附 則（令和2年3月16日警察本部訓令第7号）

この訓令は、令和2年3月31日から施行する。

附 則（令和4年3月14日警察本部訓令第6号）

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

附 則（令和4年10月17日警察本部訓令第19号）

この訓令は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和5年10月24日警察本部訓令第24号）

この訓令は、令和5年10月27日から施行する。

附 則（令和6年3月4日警察本部訓令第4号）

この訓令は、令和6年3月29日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

1 一般公印

名 称	刻 印 文 字	書体	寸法(ミ メートル)		管 理 責 任 者
			縦	横	
本 部 印	石川県警察本部之印	古てん	40	40	総務課長
	石川県警察本部警務部総務課之印	てん書	30	30	総務課長
	〃 警務課之印	〃	〃	〃	警務課長
	〃 県民支援相談課之印	〃	〃	〃	県民支援相談課長
	〃 情報管理課之印	〃	〃	〃	情報管理課長
	〃 厚生課之印	〃	〃	〃	厚生課長
	〃 会計課之印	〃	〃	〃	会計課長
	〃 監察課之印	〃	〃	〃	監察課長
	石川県警察本部生活安全部生活安全企画課之印	〃	〃	〃	生活安全企画課長
	〃 地域課之印	〃	〃	〃	地域課長
	〃 通信指令課之印	〃	〃	〃	通信指令課長
	〃 人身安全・少年保護対策課之印	〃	〃	〃	人身安全・少年保護対策課長
	〃 生活安全捜査課之印	〃	〃	〃	生活安全捜査課長
	〃 サイバー犯罪対策課之印	〃	〃	〃	サイバー犯罪対策課長
	石川県警察本部刑事部刑事企画課之印	〃	〃	〃	刑事企画課長
	〃 捜査第一課之印	〃	〃	〃	捜査第一課長
	〃 捜査第二課之印	〃	〃	〃	捜査第二課長
	〃 組織犯罪対策課之印	〃	〃	〃	組織犯罪対策課長
	〃 鑑識課之印	〃	〃	〃	鑑識課長
	〃 科学捜査研究所之印	〃	〃	〃	科学捜査研究所長
	石川県警察本部交通部交通企画課之印	〃	〃	〃	交通企画課長
	〃 交通指導課之印	〃	〃	〃	交通指導課長
	〃 交通規制課之印	〃	〃	〃	交通規制課長
	〃 運転免許課之印	〃	〃	〃	運転免許課長
	〃 交通機動隊之印	〃	〃	〃	交通機動隊長
	〃 高速道路交通警察隊之印	〃	〃	〃	高速道路交通警察隊長
	石川県警察本部警備部公安課之印	〃	〃	〃	公安課長
	〃 警備課之印	〃	〃	〃	警備課長
	〃 災害対策課之印	〃	〃	〃	災害対策課長
	〃 機動隊之印	〃	〃	〃	機動隊長
	石川県警察学校之印	〃	〃	〃	警察学校長
	石川県警察本部警務部長之印	てん書	〃	25	25
〃 首席監察官之印	〃	〃	〃	〃	監察課長
石川県警察本部生活安全部長之印	〃	〃	〃	〃	生活安全企画課長
〃 刑事部長之印	〃	〃	〃	〃	刑事企画課長

	” 交通部長之印	”	”	”	交通企画課長
	” 警備部長之印	”	”	”	公安課長
	石川県警察本部警務部総務課長之印	”	23	23	総務課長
	” 警務課長之印	”	”	”	警務課長
	” 県民支援相談課長之印	”	”	”	県民支援相談課長
	” 情報管理課長之印	”	”	”	情報管理課長
	” 厚生課長之印	”	”	”	厚生課長
	” 会計課長之印	”	”	”	会計課長
	” 監察課長之印	”	”	”	監察課長
	石川県警察本部生活安全部生活安全企画課長之印	”	”	”	生活安全企画課長
	” 地域課長之印	”	”	”	地域課長
	” 通信指令課長之印	”	”	”	通信指令課長
	” 人身安全・少年保護対策課長之印	”	”	”	人身安全・少年保護対策課長
	” 生活安全捜査課長之印	”	”	”	生活安全捜査課長
	” サイバー犯罪対策課長之印	”	”	”	サイバー犯罪対策課長
	石川県警察本部刑事部刑事企画課長之印	”	”	”	刑事企画課長
	” 捜査第一課長之印	”	”	”	捜査第一課長
	” 捜査第二課長之印	”	”	”	捜査第二課長
	” 組織犯罪対策課長之印	”	”	”	組織犯罪対策課長
	” 鑑識課長之印	”	”	”	鑑識課長
	” 科学捜査研究所長之印	”	”	”	科学捜査研究所長
	石川県警察本部交通部交通企画課長之印	”	”	”	交通企画課長
	” 交通指導課長之印	”	”	”	交通指導課長
	” 交通規制課長之印	”	”	”	交通規制課長
	” 運転免許課長之印	”	”	”	運転免許課長
	” 交通機動隊長之印	”	”	”	交通機動隊長
	” 高速道路交通警察隊長之印	”	”	”	高速道路交通警察隊長
	石川県警察本部警備部公安課長之印	”	”	”	公安課長
	” 警備課長之印	”	”	”	警備課長
	” 災害対策課長之印	”	”	”	災害対策課長
	” 機動隊長之印	”	”	”	機動隊長
	石川県警察学校長之印	”	”	”	警察学校長
本部長印	石川県警察本部長之印	てん書	30	30	総務課長
	石川県金沢中警察署之印	てん書	30	30	金沢中警察署長
	” 金沢東警察署之印	”	”	”	金沢東警察署長
	” 金沢西警察署之印	”	”	”	金沢西警察署長
	” 大聖寺警察署之印	”	”	”	大聖寺警察署長
	” 小松警察署之印	”	”	”	小松警察署長

警 察 署 印	” 能美警察署之印	”	”	”	能美警察署長
	” 白山警察署之印	”	”	”	白山警察署長
	” 津幡警察署之印	”	”	”	津幡警察署長
	” 羽咋警察署之印	”	”	”	羽咋警察署長
	” 七尾警察署之印	”	”	”	七尾警察署長
	” 輪島警察署之印	”	”	”	輪島警察署長
	” 珠洲警察署之印	”	”	”	珠洲警察署長
警 察 署 長印	石川県金沢中警察署長之印	てん書	23	23	金沢中警察署長
	” 金沢東警察署長之印	”	”	”	金沢東警察署長
	” 金沢西警察署長之印	”	”	”	金沢西警察署長
	” 大聖寺警察署長之印	”	”	”	大聖寺警察署長
	” 小松警察署長之印	”	”	”	小松警察署長
	” 能美警察署長之印	”	”	”	能美警察署長
	” 白山警察署長之印	”	”	”	白山警察署長
	” 津幡警察署長之印	”	”	”	津幡警察署長
	” 羽咋警察署長之印	”	”	”	羽咋警察署長
	” 七尾警察署長之印	”	”	”	七尾警察署長
	” 輪島警察署長之印	”	”	”	輪島警察署長
” 珠洲警察署長之印	”	”	”	珠洲警察署長	

## 2 専用公印

名 称	刻 印 文 字	書 体	寸法(ミメ トル)		管 理 責 任 者
			縦	横	
本 部 長 印	石川県警察本部長之印	てん書	長径 15	短径 15	交通指導課長
	”	”	21	21	運転免許課長
	石川県警察本部長	かい書	4	25	”
	”	”	”	”	各警察署長
歳 入 徴 収官印	歳入徴収官石川県警察会計担当官之印	てん書	23	23	会計課長
支 出 負 担 行 為 担 当 官 印	支出負担行為担当官石川県警察会計担当官之 印	”	”	”	”
支 出 官 印	支出官石川県警察会計担当官之印	”	”	”	”
契 約 担 当 官 印	石川県警察契約担当官之印	”	”	”	”

物品管理官印	物品管理官石川県警察本部長之印	〃	〃	〃	〃
収入官吏印	石川県警察本部収入官吏之印	〃	20	20	〃
資金前渡官吏印	石川県警察本部資金前渡官吏之印	〃	23	23	〃
歳入歳出外現金出納官吏印	石川県警察本部歳入歳出外現金出納官吏之印	〃	20	20	〃
有価証券取扱主任官印	石川県警察本部有価証券取扱主任官之印	〃	〃	〃	〃
本部庄印	石川県警察本部	れい書	31	23	警務課長
	石川県警察本部長	丸ゴシック	22	22	運転免許課長
	〃	〃	〃	〃	大聖寺警察署長
	〃	〃	〃	〃	小松警察署長
	〃	〃	〃	〃	白山警察署長
	〃	〃	〃	〃	津幡警察署長
	〃	〃	〃	〃	羽咋警察署長
	〃	〃	〃	〃	七尾警察署長
	〃	〃	〃	〃	輪島警察署長
	〃	〃	〃	〃	珠洲警察署長
技能	自動車運転技能検定委員会委員長印	れい書	20	20	警察学校長



別記様式第1号（第5条関係）

石川県警察本部長 殿	第 年 月 日 号 日 (部 課 署 長 名)
公印作成（改刻、廃止）申請書	
1 公印の種別、名称及び規格 2 作成（改刻、廃止）の理由 3 その他	

別記様式第2号（第6条関係）

公印登録カード

(表)

公 印 番 号	号	印影
名 称		
書 体		
寸 法		
印 材		
用 途		
管 理 責 任 者		
保 管 場 所		
作 成	年 月 日	
改 刻	年 月 日	
廃 止	年 月 日	
保 存 期 間	年(終了日 年 月 日)	
廃 棄	年 月 日	

(裏)


別記様式第3号（第8条関係）

公印押印控簿

確認者印	押印年月日	押印文書		取扱者	
		発送先	文書件名	所属	氏名

別記様式第4号（第11条関係）

公印刷込み申請書								
						第 号		
						年 月 日		
総務課長 殿						(管理責任者名)		
次のとおり公印の刷込みを申請します。								
証票等の名称								
理由								
公印の名称		刻印 文字				書体	寸法	縦 横
備考								

備考 証票等の見本等を添付すること。

別記様式第5号（第12条関係）

電子印使用申請書									
総務課長 殿						第	号		
						年	月	日	
						(管理責任者名)			
次のとおり電子印の使用を申請します。									
証票等の名称									
使用開始年月日									
理由									
公印の名称		刻印 文字				書体		寸法	縦 横
備考									

備考 証票等の見本等を添付すること。

別記様式第6号（第12条関係）

<p>電子印使用廃止報告書</p>									
<p>総務課長 殿</p>						第	号		
						年	月	日	
						(管理責任者名)			
<p>次のとおり電子印の使用を廃止するので報告します。</p>									
証票等の名称									
廃止年月日									
理由									
公印の名称		刻印 文字				書体		寸法	縦 横
備考									

備考 証票等の見本等を添付すること。

別記様式第7号（第13条関係）

<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>石川県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: right;">(管理責任者名)</p>
<p>公 印 事 故 報 告</p>
<p>1 公印の種別及び名称</p> <p>2 事故の種別</p> <p>3 事故発生日時</p> <p>4 事故発生場所</p> <p>5 事故の概要</p> <p>6 処置</p> <p>7 その他</p>